別表

平成十七年	年四・九一パーセント
平成十八年	年二・七三パーセント
平成十九年	年六・八二パーセント
平成二十年	年三・一〇パーセント
平成二十一年以降の各年	年〇パーセント

○厚生労働省告示第九十八号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第六十三条第二号の規定に基づき、解散基金加入員に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法を次のように定め、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用し、解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百六十五条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法（平成十七年厚生労働省告示第二百六十五号）は、平成二十六年三月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百六十五条第一項の規定による申出があった場合においては、なお従前の例による。

平成二十六年三月二十四日　厚生労働大臣　田村　憲久

解散基金加入員に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第六十三条第二号に掲げる場合における公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金（以下「年金給付等積立金」という。）の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を乗じて得た額を第三号に掲げる額で除して得た額とする。

一　年金給付等積立金を移換する日（以下「移換日」という。）の属する事業年度の前事業年度の末日（当該移換日がその日の属する事業年度の四月一日から九月三十日までの間にあるときは、前々事業年度の末日。第三号において同じ。）における平成二十五年改正法附則第七十二条において準用する同法附則第八条に規定する責任準備金相当額

二　移換日における平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等に係る過去期間代行給付現価の額（平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第三項において準用する同条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額をいう。次号において同じ。）

三　移換日の属する事業年度の前事業年度の末日における平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会の過去期間代行給付現価の額の総額

○厚生労働省告示第九十九号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第六十三条第一号の規定に基づき、基金中途脱退者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法を次のように定め、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用し、中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（平成十六年厚生労働省告示第三百五十八号）は、平成二十六年三月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百六十条第一項の規定による申出があった場合においては、なお従前の例による。

平成二十六年三月二十四日　厚生労働大臣　田村　憲久

基金中途脱退者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第六十三条第一号に掲げる場合における公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金（以下「年金給付等積立金」という。）の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一　イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額

イ　当該基金中途脱退者に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項に規定する額から昭和六十年改正法附則第八十四条第二項から第四項まで（同法附則第八十五条において準用する場合を含む。）の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が負担すべきこととなる額（以下「政府負担金」という。）を控除した額（以下「代行部分相当額」という。）のうち平成十七年四月一日前の加入員たる被保険者期間（当該基金中途脱退者の老齢年金給付の額の算定の基礎となった厚生年金保険の被保険者であった期間のうち、同時に平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であった期間（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十二条第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第八条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の認可を受けた基金の加入員であった期間のうち、当該認可を受けた日の属する月以降の期間を除く。）をいう。次号において同じ。）に係る額

ロ　当該基金中途脱退者の性別、生年月日及び年金給付等積立金を移換する日（以下「移換日」という。）における年齢に応じて別表第一に定める数

二　イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額

イ　当該基金中途脱退者に係る代行部分相当額のうち平成十七年四月一日以降の加入員たる被保険者期間に係る額

ロ　当該基金中途脱退者の性別及び移換日における年齢に応じて別表第二に定める数

三　当該基金中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における当該老齢年金給付の額に相当する額から代行部分相当額及び政府負担金を控除した額について平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会の規約の定めるところにより算定した額